

第3回作業部会の概要

開催日時：平成23年6月6日（月）午前10時～午後3時43分

開催場所：議会第1・第2委員会室

出席部員：中森弘幸（部会長）、久松倫生（副部会長）、中瀬古初美、山本芳敬、田中祐治
山本 節、大平 勇、海住恒幸、中島清晴、中出 実

オブザーバー：田中 力議長、山本登茂治副議長

部員外委員：植松泰之

1. アドバイザーについて

- ◆平成18年に県議会レベルでは初めて議会基本条例を制定されるなど、議会改革をサポートしてこられた、前三重県議会事務局次長の高沖秀宣（たかおき ひでのぶ）氏を作業部会のアドバイザーとしてお願いすることになりました。

2. 先進市の議会基本条例の検証について

- ◆5月23日に行政視察を行いました伊賀市及び四日市市の議会基本条例制定への取り組みについて、意見交換を行いました。

【主な意見】

- ・議員はプロ化を目指すべきで、そのためには市民への報告会、市長との緊張感など、市民、執行部との関係が非常に重要となる。
- ・反問権の付与や文書質問制度は早期に実現していきたい。
- ・議会基本条例の制定に当たっては、パブリックコメントの実施や議員間の議論を十分にを行い、全会一致で可決できるようにしていきたい。
- ・議会改革は市民や地域のコミュニティを十分吸い上げて改革していく必要がある。
- ・議員が義務を果たしていくとともに、議員の強気も必要で、議会改革は松阪市の課題をどう具現化していくかに尽きるのではないか。
- ・二元代表制において、議長の情報発信をどのようにしていくのか検討していく必要がある。
- ・魂の入った条例をつくっていくには、市民の意見を取り入れることが必要不可欠である。
- ・条例制定に向け、市議会力として議員30人全員が気持ちを高めていくことが必要である。
- ・市民に見える形の報告会が議会改革の中心であり、議員の資質向上とともに、市民の声、地域の意見をしっかりと把握することが課題となる。
- ・公聴会、参考人制度を活用できるような制度にしていかなければならない。
- ・会派の人数だけによらない議会運営を心掛けるべきである。
- ・今、議会は変わらなければならない時期であり、市民を代表する合議体である議会が市長との二元代表制を形づくっていく必要がある。
- ・議会に対して、市民がどのように考えているのか共有する必要がある。
- ・議会基本条例を制定するに当たっては、十分な議論をした上で、全会一致が望ましい。
- ・議会基本条例は作ればよいというものではなく、議会改革を進めるとともに、二元代表制のもと、市長と政策で対峙するためのツールである。
- ・条例の制定過程で、市民の意向をどのように盛り込んでいくのか、市民とともにつくる議会基本条例の制定という姿勢が一つの大きなポイントとなる。
- ・どのような理念で条例を制定していくか、議員の思いをどう工夫して条例化していくかが大事である。
- ・議員と事務局職員が車の両輪として議会改革を進めていかなければならない。

3. 議会基本条例の基本理念及び基本方向について

- ◆各部員から提出されました基本理念及び基本方向について説明があり、まず、基本方向として、「市民に開かれた議会」など、議会運営上の基本的な方針について、内容別に取りまとめた上、引き続き検討していくことになりました。

4. 意見箱の設置について

- ◆議会傍聴者の方から議会に対する意見をいただくため、議会傍聴者控室等に意見箱を設置していくことが確認されました。

5. 改革検討項目について

- ◆議会基本条例の制定と並行して行っていくべき改革検討項目については、引き続き検討していくことになりました。

6. 次回開催日程について

- ◆第4回作業部会は、平成23年6月21日（火）に開催（予定）することになりました。また、第2回議会改革特別委員会は、平成23年6月24日（金）に開催（予定）することになりました。

7. その他

- ◆市長の諮問機関である松阪市防災会議への議員の参画については、法令の定めによるものを除き辞退するという考えのもと、他の審議会と同様に辞退するべきとの意見が多くありましたが、結論には至りませんでした。
- ◆アドバイザーへの出席要請については、必要に応じて随時お願いしていくことになりました。
- ◆第4回作業部会は、議会基本条例の基本理念及び基本方向、改革検討項目などについて議論することになりました。